

公式記録部会規程

第1章 総 則

- 第 1条 この規程は、規則・審判委員会規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づいて設置された、公式記録部会（以下「記録部会」という。）に関し必要なことを定める。

第2章 審議事項

- 第 2条 記録部会は、規程第2条各号に掲げる事項のうち、公式記録について審議し、委員会に意見を具申するとともに委員会の諮問に応ずる。

第3章 公式記録部会

- 第 3条 公式記録部会には、部会長のほかに委員9名以上12名以内を置く。
2 部会長は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
3 委員のうち9名は、地区連盟会長の推薦により、会長が委嘱する。

第4章 任 期 等

- 第 4条 委員の任期及び解任は、規程第4条の規定を準用する。

第5章 会 議

- 第 5条 記録部会は、部会長が招集して、その議長となる。
2 地区連盟選出理事、規則・審判専門委員会委員長、副委員長は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 部 会

- 第 6条 委員会が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、各種部会をおくことができる。
2 各種部会についての必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 規程の変更

- 第 7条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月3日から施行する。